
公 告

◎九州旅客鉄道株式会社公告第 1 号

学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月九州旅客鉄道株式会社公告第3号）の一部を次のように改正し、2018年4月21日から施行します。

平成30年4月16日

九州旅客鉄道株式会社 代表取締役社長

第2条第1項第4号本文中、「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

同条第2項第4号本文中、「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

第3条第3項本文中、「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

第4条第2項第2号本文中、「第155条第2項第5号」を「第155条第2項第6号」に改める。

第21条第1号を次のように改める。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条の4に規定する児童相談所附設の一時保護所並びに同法第41条、第42条及び第44条に規定する児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・し体不自由児施設及び児童自立支援施設

同条第3号本文中、「社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）」を「社会福祉法（昭和26年法律第45号）」に改める。

同条第5号を次のように改める。

少年院法（平成26年法律第58号）第3条に規定する少年院及び少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第3条に規定する少年鑑別所